

毎週火、金曜日発行(但休日は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物(第1号)

# 鳥取県公報

目次  
◇条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県条例第四十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六

号)の一部を次のように改正する。

附則中第十四項を第十五項とし、第十項から第十三項

までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 昭和三十九年度分の固定資産税に限り、第三百三十二条中「四月二十日から同月三十日まで」とあるのは

「五月二十日から同月三十一日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。